

中小企業
の皆様へ

資金繰り円滑化のため

借換保証制度

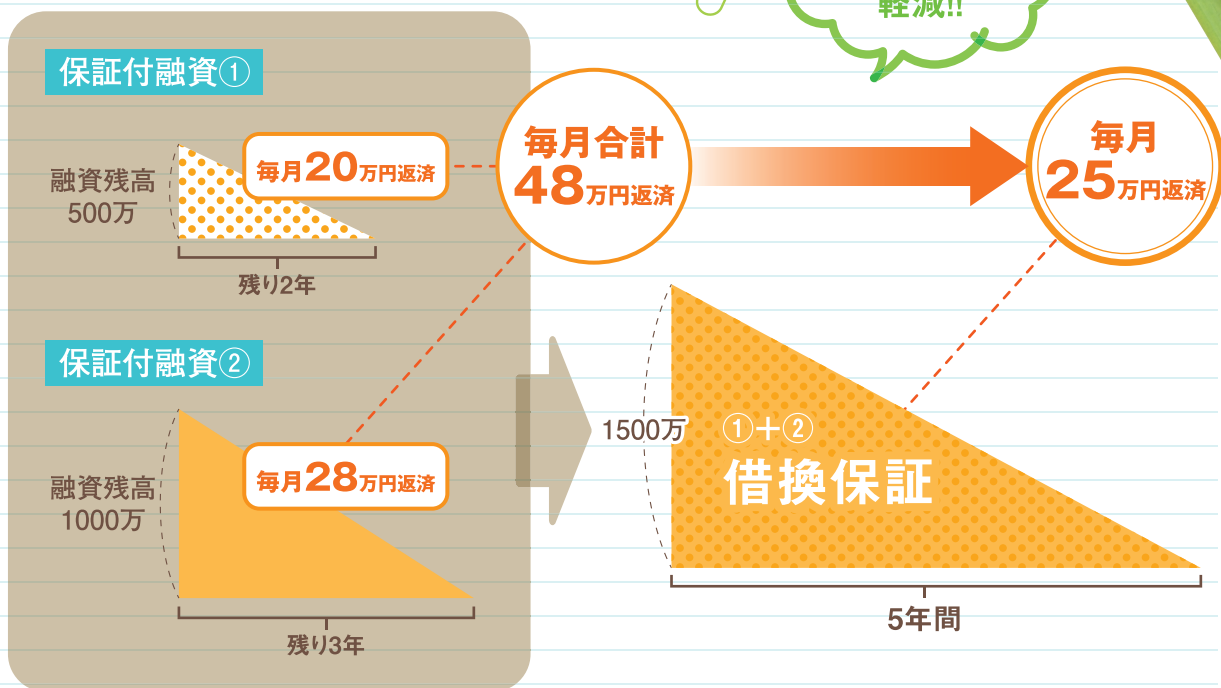
ご利用をお勧めします

借換保証制度とは…

お客様の保証付既往借入金の借換および当該借換に伴う新たな事業資金に対する保証を行うことにより、月々の返済額の軽減および資金繰りの円滑化等を図ることを目的とした制度です。

借換保証ご利用のメリット

(イメージ図)



- 複数の保証付借入金を一本化し、返済ペースを見直すことで、**月々の返済負担が軽減**します！
- 借換と同時に**真水(ニューマネー)**の追加も可能です。

のびる企業のパートナー
北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido
<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
※借換保証制度の概要は裏面をご覧ください。

詳しくは、裏面へ

借換保証制度の概要

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

資格要件	お申込み時点で、北海道信用保証協会の保証利用残高がある中小企業者等 *他の保証制度や自治体制度を併用する場合は、各制度要綱等の定めるところによります。
保証限度額	無担保保証 8,000万円 普通保証 2億円(組合の場合は4億円) *他の保証利用残高と合算となります。
資金用途	保証付既往借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができます。
返済方法	分割返済
保証期間	10年以内(ただし据置期間は1年以内)
貸付形式	証書貸付
融資利率	金融機関所定利率 *自治体制度を併用する場合は、各制度要綱等の定めるところによります。
保証料率	一般保証(取扱金融機関との責任共有対象) 年0.45~1.90%(お客様の経営状況に応じて9段階の料率体系となっています。) *他の保証制度や自治体制度を併用する場合は、各制度要綱等で定める保証料率が適用されます。 *その他、お客様の定性要因により保証料率が更に割引となる場合があります。
担保	必要に応じ
保証人	法人:原則として法人代表者のみ 個人:原則として不要
その他	借換対象となる既往借入金に適用されている制度等によって、借換ができない場合があります。詳しくは最寄りの信用保証協会へご相談ください。

●お問い合わせ先のご案内

本店	060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地 (代表)TEL 011-241-2231
函館支店	040-8691 函館市大森町24番1号 TEL 0138-23-8425
帯広支店	080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2 TEL 0155-24-3658
北見支店	090-8691 北見市北8条東1丁目3番地 TEL 0157-24-5196
小樽支店	047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号 (小樽経済センター2階) TEL 0134-22-5188

旭川支店	070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2 TEL 0166-24-1441
釧路支店	085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地 TEL 0154-23-1361
室蘭支店	050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号 (市中小企業センター3階) TEL 0143-45-6001
滝川支店	073-8691 滝川市大町2丁目5番32号 TEL 0125-23-1201
苫小牧支店	053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号 (苫小牧経済センタービル2階) TEL 0144-33-1751

●本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。
●いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いいたしませんので、ご注意ください。●反社会的勢力は信用保証の対象となりません。